平成２２年（フ）第５３０号
金沢市山王町１丁目302番地
債務者　一二三五百重
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５０号
金沢市神田１丁目10番23号　土田荘103号、従前の住所金沢市横川５丁目302番地、従前々の住所金沢市増泉１丁目41番23号
債務者　西川　和雄
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６７号
山梨県南アルプス市上八田233番地２
債務者　小野　昇一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
岐阜県可児市下切533番地１
債務者　中村　明子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１０６号
岐阜県可児市土田5267番地　レーベンラウム101
債務者　津幡　泰志
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１６４０号
京都府長岡京市奥海印寺東条24番地の４
債務者　竹中　鮎美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６９号
京都市南区東九条南烏丸町32番地
債務者　仁連ちかこ仁連千桂子こと　朴　千加子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８６号
京都市中京区西ノ京南聖町８番地２
債務者　小林　茂美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５５号
大阪府枚方市高野道２丁目20番８―301号
債務者　古松美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９６３号
兵庫県西宮市東町２丁目４番２―405号
債務者　稲垣　悦子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６８号
兵庫県西宮市柏堂町１番10号
債務者　濱出　智義
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７５号
兵庫県西宮市高木西町５番25号
債務者　舩津　浩一
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９６号
兵庫県加古川市平岡町新在家66番地の２アトランティックコート弐番館103号
債務者　尾上　和秀
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２２号
兵庫県姫路市飾磨区清水１丁目66番地　ラ・パルフェ・ド・フォワイエ201号室、従前の住所北海道千歳市弥生３丁目１番10号
債務者　加賀城　毅
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８３６号
兵庫県加古川市野口町野口346番地の２　宮前団地１―301号、従前の住所兵庫県加古川市野口町北野761番地の１　白池マンションⅠ―202号
債務者　上岡　忠徳
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５４号
鳥取県鳥取市気高町会下117番地、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北３丁目421番地
債務者　石田　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８８号
鳥取県鳥取市吉成南町１丁目10番８号、旧住所鳥取県鳥取市吉成３丁目９番29―101号和宏マンション101号
債務者　森岡　静加
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鳥取地方裁判所民事部